

■公金に関する払込み規定

1 適用範囲

地方公共団体又は地方自治法の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関が収納すべき地方税、分担金、使用料その他地方公共団体の徴収金（以下この条及び第4条第1項において「公金」といいます。）の納付のため、当行所定の払込書若しくは納税通知書及び納入通知書（第6条第1項①において「納税通知書等」といいます。）をもって公金を納付する義務を負う者がする通常払込み（以下「公金に関する払込み」といいます。）については、この規定により取り扱います。

2 取扱店の範囲

公金に関する払込みについては、当行が定める当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（第8条第1項において「本支店等」といいます。）において取り扱います。

3 取消しの不可

公金に関する払込みについては、払込みの取消しをすることはできません。

4 払込書への付記事項

(1) 市町村若しくはその組合又はこれらの公金を取り扱う金融機関が、都道府県又はその公金を取り扱う金融機関の一般口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）以外のものをいいます。次条及び第6条において同じとします。）に当行所定の払込書により公金の払込みをする場合には、その払込書の表面の見やすい箇所に「㊦」と付記してください。

(2) 前項の払込書には、都道府県知事の定めた書類を添付することができます。この場合、払込書の余白にその書類の名称を付記してください。

5 規定の準用

公金に関する払込みは、第2条、前条、次条及び第7条（払込み規定第8条及び第9条に係る部分に限ります。）を除き、次の取扱いについて準用します。

① 電気事業法による電気事業者、ガス事業法によるガス事業者又は日本放送協会を加入者とし、当該加入者に電気事業若しくはガス事業の料金又は放送法に規定する受信料を納付するための払込金のみを当該加入者の一般口座に受け入れるための取扱い

② 株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは独立行政法人住宅金融支援機構（以下この②において「公庫等」といいます。）、公庫等の業務の

一部を代理する金融機関若しくは公庫等から業務の委託を受けた金融機関又は独立行政法人日本学生支援機構を加入者とし、当該加入者に公庫等の貸付けに係る償還金又は独立行政法人日本学生支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金のみを当該加入者の一般口座に受け入れるための取扱い

6 料金

(1) 公金に関する払込みについては、当行所定の払込みの料金を次によりいただきます。

① 払込人が料金を負担する旨を表示した納税通知書等による場合は、当該払込人から現金でいただきます。

② ①以外の場合は、払込金を受け入れる一般口座の預り金から控除することによりいただきます。

(2) 前条により準用して取り扱う通常払込みについては、当行所定の払込みの料金を次によりいただきます。

① 払込金を受け入れる一般口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書による場合は、当該加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。

② ①以外の場合は、払込人から現金でいただきます。

7 規定の適用

公金に関する払込みには、この規定のほか、「払込み規定」が適用されます。ただし、払込み規定第9条（払込金に充てられた証券等の決済不能等）第1項の取扱いはいたしません。また、払込み規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。この場合における払込み規定の適用については、同規定第8条（払込みに充てることが出来る証券等）第1項中「当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証」とあるのは「当行所定の小切手、為替証書及び振替貯金の払出証書」と読み替えるものとします。

8 規定の改定

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上